

ふるさと納税をした方に、返礼品を 提供しませんか！

～ふるさと納税への返礼品提供者を募集します～

(聖籠町ふるさと納税返礼品提供者募集要項)

- 1 はじめに
- 2 ふるさと納税制度とは
- 3 返礼品提供者の募集について

1 はじめに

ふるさと納税とは、生まれ故郷の発展に貢献したいという思い、自分の好きな地域を応援したいという思いを、寄附金として、その自治体に寄附するもので、寄附した金額や所得金額に応じて税金が一定額控除される制度です。

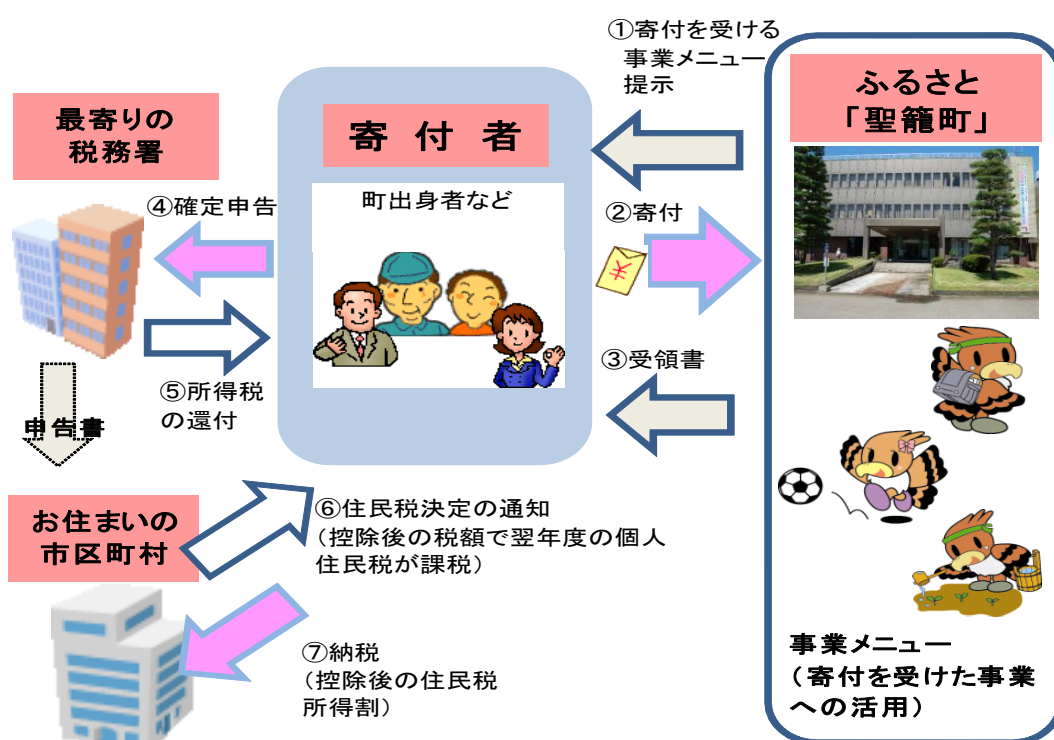
本町では、ふるさと納税の本来の趣旨・目的を堅持しながら、寄附者へ感謝の気持ちを示すとともに、町の政策を支援してもらうため、平成28年度から「ふるさと納税返礼品制度」を開始しました。寄附していただいた町外の方には、町の基幹産業である農業の振興を図るため、町の特産品である農産物等を返礼品として贈呈しています。

昨今、全国的に本制度に対する認識が広まり、日本各地からご寄附をいただいている状況です。この現状を受け、さらに聖籠町を多くの方に知っていただき、ふるさととして応援していただくため、返礼品を拡充し、農産物だけではなく商工業の振興にも寄与した商品やサービスも贈呈したいと考えておりますので、皆様からの積極的なご協力をお願い申し上げます。

2 ふるさと納税制度とは

応援したいと思う自治体へふるさと納税（寄附）をすると、その寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限までであれば、所得税・個人住民税から全額が控除される制度です。

ふるさと納税制度のしくみ（イメージ）



● 給与収入と家族構成による控除金額の目安（総務省HPより）

ふるさと納税を行う方本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成					
	独身または共働き	夫婦または共働き+子1人(高校生)	共働き+子1人(大学生)	夫婦+子1人(高校生)	共働き+子2人(大学生と高校生)	夫婦+子2人(大学生と高校生)
300万円	31,000	23,000	19,000	15,000	10,000	4,000
400万円	46,000	38,000	34,000	30,000	25,000	17,000
500万円	67,000	59,000	52,000	46,000	42,000	33,000
600万円	84,000	76,000	73,000	68,000	65,000	53,000
700万円	118,000	108,000	105,000	86,000	83,000	75,000

※家族構成の「夫婦」は、ふるさと納税を行う方本人が配偶者控除を受けている場合です。

返 礼 品 提 供 者 の 募 集 に 関 す る 事 項

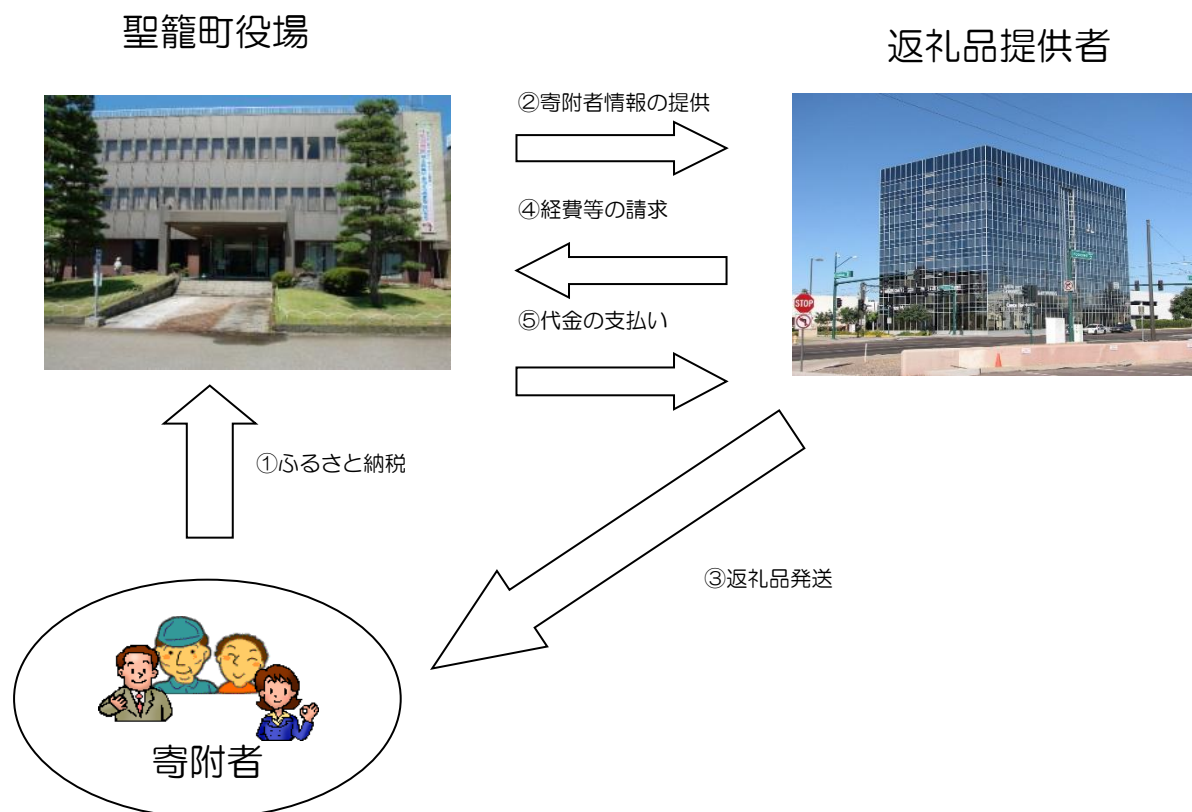
3 返礼品提供者の募集について

(1) ふるさと納税の寄附受領から返礼品発送までの流れ

ふるさと納税に関する業務は、町が主体となって行います。しかし、返礼品の発送に関する業務については、効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があります。

このため、返礼品の品質管理・発送等の業務については、返礼品提供者（以下「提供者」とします。）が責任をもって行っていただくことになります。

寄附者からふるさと納税の申込み・入金があった場合の流れは、次のとおりです。



(2) 提供者の募集要件

原則、町内に当該返礼品を取り扱う事業所等（本社、支社、営業所、製造所、加工所等）がある法人、団体または個人事業者（以下「提供者」という。）で、次の要件を全て満たしている場合です。

- ① 聖籠町産の商品としての信頼を損なうことがないよう、規格・品質等に真摯に対応すること。
- ② 各種法令、条例等に基づき生産・製造・販売を行っていること。
- ③ 原則、事業所が町内にある企業・団体又は個人業者であること。
- ④ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- ⑤ 町税等の滞納がないこと。
- ⑥ 個人情報の取扱いについては、別に示す「ふるさと納税の業務に関する個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品送付以外の目的で使用することはできません。ただし、発送時にパンフレット等を同封し、改めて寄附者から提供者へ商品申込み等があったことにより入手した個人情報は対象外です。

※ただし、上記の要件を満たしていても町が適当でないと認めた場合は、参加できないものとします。

(3) 募集する返礼品

次の要件を全て満たしている特産品等であること。

- ① 地方税法第37条の2第2項で規定されている返礼品等に係る基準を満たし、ふるさと納税の趣旨をふまえたもの。
- ② 次のアからウに掲げる条件のいずれかを満たすもの。
 - ア 聖籠町内で生産、製造、加工、サービスの提供がされているもの。
 - イ 原材料の主要な部分が聖籠町で生産されているもの。
 - ウ 聖籠町をPRするのにふさわしいと認められるもの。
- ③ 品質、数量の安定供給が行えるもの。ただし、数量または期間を限定するものはこの限りではありません。
- ④ 飲食物の場合は、適切な賞味期限が保証されるもの。

(4) 返礼品の価格及び寄附額の設定

返礼品の価格は提供者が任意に設定できます。

その価格を踏まえ、町が返礼品の購入費用が寄附額の 3 割以内におさまるよう、寄附額を設定します。

(5) 返礼品の発送

① 町は、管理システムを用い「寄附者情報」を提供し、返礼品発送依頼を行います。（システムが利用できない場合はメールにて行います。）

② 提供者は、「寄附者情報」に基づき、返礼品の発送を行います。返礼品の梱包については、提供者自らの箱を使用してください。

相手方にわかるよう、送り状の品名に「[聖籠町ふるさと応援寄附金へのお礼品](#)」と明記してください。

③ 返礼品に関する寄附者からの苦情については、提供者がその内容を確認し、その結果返礼品を送り直すことになった場合、再度発送していただきます。その際、提供者側に責任があることが明らかである場合、再送分については送料も含め提供者の負担となります。責任の所在が不明確な場合については、町が負担します。

(6) 代金の請求について

① 請求書をお送りいただく際、納品書も併せてお送りください。（様式は問いません。）また、発送先の氏名を確認するため、納品書に記載していただくか、運送会社の送付伝票等も一緒に送付願います。

② 返礼品の送付に係る送料は、町が実費を負担します。

③ 代金の支払いについては、月末締め翌月の月末までに指定口座へ振り込みます。なお、振込手数料は町が負担します。

(7) 提供者のメリット

① 返礼品発送の際、パンフレット等があれば同封できるため、商品の販売促進・PRが可能です。

② ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」及び「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」、「さとふる」に返礼品の画像や商品名、説明文、提供者名を掲載します。（聖籠町ホームページからも「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」「さとふる」のリンクを貼ります。）

(8) 申込方法

随時募集を行っておりますので、参加希望の提供者におかれましては、別紙申込書に必要事項を記入し、聖籠町役場総合政策課まで提出してください。

申し込みがあった提供者及び返礼品の選定については、町で条件に合致するか総合的に判断し、結果を通知いたします。

(9) その他

- ① 商品の品質等に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応するものとし、苦情内容は町総合政策課まで報告してください。
- ② 申込みをした提供者が返礼品を変更・取下げする場合は、速やかに「別紙 3・4」または「別紙 5・6」にて町に連絡してください。
- ③ 申込内容に虚偽があった場合、もしくは町に損害を及ぼす行為があった場合は登録を中止することがあります。
- ④ この募集要項は、本業務の進捗状況により随時見直すことがあります。

(10) お問い合わせ

聖籠町役場 総合政策課 政策係 ふるさと納税担当

〒957-0192

新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

電話：0254-27-2111（内線263）

Fax：0254-27-2119

電子メール：sousei@town.seiro.niigata.jp